

平成 22 年 3 月 25 日

理事長裁定

## 学校法人君津学園教職員倫理規範

### (目 的)

第 1 条 この規範は、学校法人君津学園教職員行為規範基本規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、学校法人君津学園（以下、「学園」という。）の教職員の遵守すべき倫理的行為の概要について定めることを目的とする。

2 この規範は、教職員の遵守すべき行為規準の最小限を示すものであって、この規範に示されていない反倫理的行為が容認されるものと解釈してはならない。

3 この規範は、教職員の遵守すべき行為規準を例示するものであり、その実践は自らの自主的意志に基づくものであることが要請される。

### (まごころ教育)

第 2 条 学園の建学の精神は、「まごころ教育」である。学園の教職員はこの理念の示頭に努めるものとする。

2 「まごころ教育」とは、個々の人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育である。そのために学園全体が一つになって、誠心誠意努力する姿勢が示されなければならない。

3 「まごころ教育」の核心は、社会の良心となりうる人物を育成し、個性の伸長と可能性の発現に努め、霜雪にくじけない強靱な魂を育成することにある。そのためには教職員全体が一つになって、その実現に努めるものでなければならない。

4 「まごころ教育」の実践目標である、「一、社会の良心たる人物となれ。」、「二、困難にくじけない逞しい人間になれ。」、「三、大いなる真実の自己に生きよ。」は、日々の教育、保育の場においてその発現に努めるものでなければならない。

5 教職員は、学園の一員としての自覚を持って、建学の精神と理念を実現するために一致協力するよう努めるものとする。

### (教職員の倫理性)

第 3 条 教職員は、教育者、保育者及び研究者としてより高次の倫理性を保持する必要性を自覚して行動しなければならない。

2 教育、保育及び研究を援助する者は、その職責の重要性を自覚して高次の倫理性を保持し、自己の言動が学生、生徒及び幼児に多大の影響を与えることに留意しなければならない。

### (教育の公平)

第 4 条 教職員は、教育、保育の社会的使命とその公共性に鑑み、高い倫理性に基づき、公平、公正の確保を旨として行動しなければならない。

### (不当な扱い等の禁止)

第5条 教職員は、他者の人格、人権を尊重し、人種、国籍、政治的、宗教的及び倫理的信条、性別、身分、出生、障害、教育、財産、収入、職業等によって不当な扱いをし、差別し、又は嫌がらせをしないよう努めるものとする。教育、保育及び研究活動を援助する場合においても同様とする。

2 前項に規定する人種、国籍等は例示的の列挙であって、その他の条件による不当な扱いを容認するものと解釈してはならない。

(人格の尊重)

第6条 教職員は、学生に対する教育、研究指導、生徒に対する教育、幼児に対する保育（以下、「教育等」という。において、学生、生徒及び幼児の人格を尊重するものとし、適切な対応を行うよう努めるものとする。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 教職員は、教育等の果たすべき社会的使命を自覚し、その信用、名誉を毀損することがないように努めるものとする。教育等を援助する場合においても同じとする。

(教育等の活動における配慮事項)

第8条 教育等においては、反倫理的なものと解されるような行為を行わないよう配慮しなければならない。それらの行為の例示は次のとおりである。なお、これらは例示であって、ここに記述されていない反倫理的事項を容認するものと解してはならない。また、法令並びにそれに関わる慣習及び道徳に関わるものは示していないことに留意するものとする。

- (1) 学生、生徒、保護者（保証人、親権者、後見人、事実上学生、生徒等を保護する者、幼児の親権者等を含む。以下同じ。）、学園と取引がある営業者等（以下、「利害関係者」という。）から金銭又は物品の贈与を受けること（社会通念上、学生、生徒、幼児又は保護者からの贈与として認められる物品の贈与を除く。）
- (2) 利害関係者から金銭の貸付を受けること
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産を借り受けること
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること
- (5) 前3号により受けた金銭、物品、不動産又は役務であることを知って、その一部の提供を受けること
- (6) 利害関係者から、インサイダー取引に該当しない場合であっても、未公開株式を譲り受けること
- (7) 利害関係者から供応接待を受けること又は他の教職員がその席に同席すること
- (8) 利害関係者と遊戯(業務によるもの及び社会通念上認められるものを除く)等を行うこと
- (9) 利害関係者と旅行(業務によるもの及び社会通念上認められるものを除く)を行うこと
- (10) 利害関係者をして、第三者(配偶者及び親族を含む)に対して前各号に掲げる行為を行

わせること

- (11) 利害関係者ではない者であっても、繰り返しの供応接待、高額な物品の提供又は不動産の贈与等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けること
- (12) 各学校の長の承認を得ることなく、利害関係者が出席する飲食を伴う会合であって、利害関係者以外の者が会費を負担する会合に出席すること
- (13) 各学校の長の承認を得ることなく、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは教授、著述、監修、編纂又は放送番組への出演を行うこと
- (14) 各学校の長の承認を得ることなく、教科書、教材、参考文献として指定の物品以外のものの購入を利害関係者に勧奨すること
- (15) 教職員を監督、管理する者が、他の教職員の行為が法令又は学園の制定する規則に抵触すると考えられる場合において、これを黙認すること

(規範の実施)

第9条 この規範の実践は、教職員自らの自主的意志に基づくものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教職員の行為が反倫理的なものと判断され、かつ、清和大学就業規則第53条、清和大学短期大学部就業規則第37条、木更津総合高等学校就業規則第91条及び第92条、市原中央高等学校就業規則第91条及び第92条、清和大学附属八重原幼稚園就業規則第34条、清和大学附属畑沢幼稚園就業規則第34条、清和大学附属金田幼稚園就業規則第34条に規定する懲戒事由に該当するに至った場合においては、前示の各条項の規定に従い、懲戒処分の実施に関する規則に定める手続きを経て必要な懲戒処分を行うものとする。

附則 この規範は、平成22年4月1日から実施するものとする。